

国海査第 503 号の 2
平成 24 年 3 月 26 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 秋田 務



「貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」の制定及び「塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」の一部改正について

平成 23 年 12 月に原油タンカーの貨物油タンクの防食措置の技術基準の新設等について規定した船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成 10 年運輸省告示第 379 号）が一部改正され、平成 24 年 1 月 1 日より施行されています。これにより同規定の対象となる原油タンカーの貨物油タンクの防食措置にあたっては、一定の試験に合格し承認を受けた塗装システムの使用が認められることとなっています。

今般、貨物油タンク防食塗装システムの承認試験を実施し、適合書を発給する第三者機関として認定するための要件及び認定のための手続き等を定めた規則を別紙 1 のとおり制定するとともに、「塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」（平成 21 年 3 月 31 日付国海査第 536 号）について、別添新旧のとおり一部改正し、別紙 2 のとおりとしたので、ご連絡致します。

これに関連して、平成 24 年 3 月 26 日付け国海査第 523 号の 2 により船舶検査の方法（平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号）の一部を改正することとしたので、参考として本通達にも添付致します。

本規則は平成 24 年 3 月 26 日から施行します。（船舶検査の方法の一部改正も同日付で施行します。）

